

事例
20

「不慮の事故」によるお支払い

「不慮の事故」とは約款に定める急激かつ偶発的な外来の事故のことをいいます。
病気であったために、通常であればケガにならない軽微な原因でケガを負った場合は、「不慮の事故」にはあたりません。

【災害死亡保険金の場合】

お支払いする場合

階段で足を滑らせ転落し、頭を強打して「急性硬膜下血腫」をおこして死亡されたとき

お支払いできない場合

「脳梗塞」の後遺症のため、もともと食物を飲み込むことが困難な状態（嚥下障害）になっている方が、食物を喉に詰まらせて窒息して死亡されたとき

※「不慮の事故」による災害死亡保険金などの支払対象とならない場合でも、死亡保険金などは支払対象になります。

【特定損傷給付金の場合】

お支払いする場合

自転車で走行中に転倒、左手を骨折し、治療を受けられたとき

テニスの練習中に、肩関節を脱臼し、治療を受けられたとき

お支払いできない場合

「骨粗しょう症」で骨が弱っている方が、立ち上がろうとして片手に体重をかけてしまったところ、腕を骨折し、治療を受けたとき

激しい胸痛があったため病院で受診したところ、咳を原因とした肋骨の骨折と診断されたとき

保険金・給付金のお支払いについて

特定損傷給付金は、不慮の事故により以下の事由が発生し、治療を受けたときにお支払いします。

- ①骨折……………「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折の場合、また骨折部位が軟骨（鼻軟骨・肋軟骨・半月板など）の場合を除きます。
- ②関節脱臼……………「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- ③腱の断裂……………「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。
なお、靱帯の断裂・損傷、肉離れは、腱とは異なるため該当しません。

「接骨院」・「整骨院」などの柔道整復師法に定める施術所での治療は「四肢における骨折または関節脱臼」に関する施術に限り、支払対象となります。